

M&A Tax Newsletter

時価評価制度の見直しと実務上の留意点

デロイトトーマツ税理士法人

2017年6月号

グローバル タックス サービス

パートナー 小柴 正光(公認会計士・税理士)

シニアマネジャー 佐藤 康治(公認会計士)

大砂 秀明(公認会計士)

1. 時価評価制度における時価評価資産の対象範囲の見直し

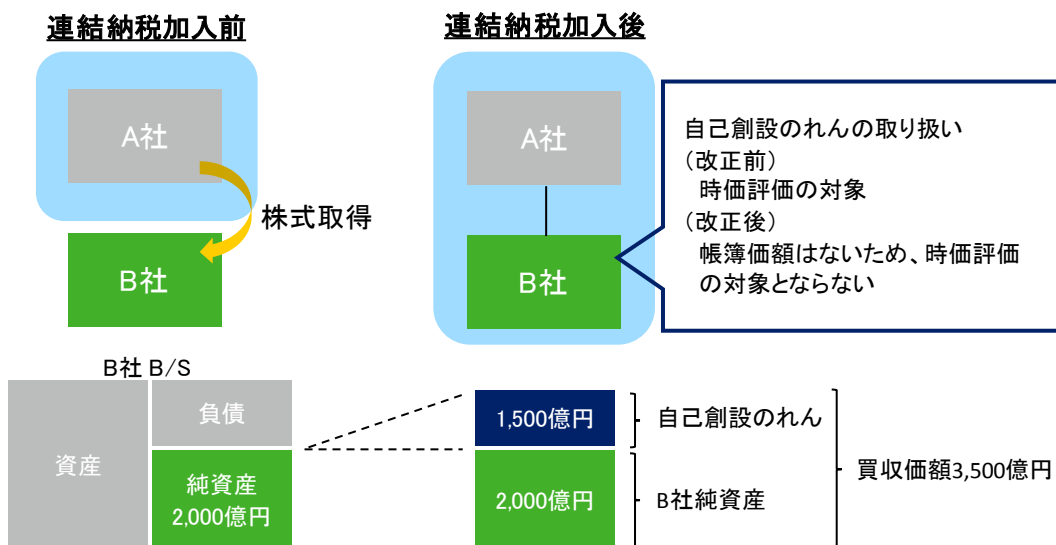
(1) 平成 29 年度税制改正による時価評価対象資産の変更

平成 29 年度税制改正により非適格株式交換等および連結納税開始/加入時の時価評価制度における時価評価資産の対象範囲が見直される。具体的には、帳簿価額が 1,000 万円未満の資産が時価評価対象外資産に追加され、平成 29 年 10 月 1 日後の株式交換等、平成 29 年 10 月 1 日以後に終了する連結開始前事業年度または連結加入前事業年度から適用される。時価評価制度における時価評価の対象となる資産と、時価評価対象から除外される資産について、現行法と改正内容を示すと下表のとおりである(法法 61 条の 11、62 条の 9、法令 122 条の 12、123 条の 11)。

項目	現行法	改正内容
時価評価の対象となる資産	<ul style="list-style-type: none">固定資産棚卸資産である土地(土地の上に存する権利を含む)有価証券金銭債権繰延資産	現行規定と同様
時価評価の対象から除外される資産	<ul style="list-style-type: none">含み損益が次のいずれか少ない金額に満たない資産 ⇒ 資本金等の額の 2 分の 1 または 1,000 万円売買目的有価証券償還有価証券 など	左記の時価評価対象外となる資産に、 <u>帳簿価額が 1,000 万円未満の資産</u> を追加

(2) 改正の趣旨

今回の改正は、従来 100%子会社化において実務上の障害となっていた自己創設のれんの課税問題(買収金額と対象会社の時価純資産の差額が営業権に該当する場合の時価評価課税)を解消することが狙いの一つであるものと考えられる。今回の改正と期を同じくして一定の条件でのスクイズアウト取引も時価評価制度に組み込まれることとなり時価評価対象取引が拡大するため、同時に自己創設のれんの評価問題の解消を図ったものと考えられる。今回の改正によると、自己創設のれんの帳簿価額はない(零である)ため、自己創設のれんの時価評価は不要となる。改正前後の自己創設のれんの取扱いを連結納税加入時のケースで考えると次頁の図とおりとなる。



A社がB社を買収して、A社の連結納税グループに加入する場合、買収価額とB社の純資産に差額1,500億円が生じているので、改正前ではこれを自己創設のれんとしてB社側で評価益課税されると考えられているが、改正後は評価益課税されないことになる。

2. 実務に与える影響

本稿では、上記時価評価制度の見直しが実務に与える影響や留意点について考察してみたい。

(1) 連結除外法人の100%子会社化

会社買収の局面においては、買収価額が純資産より著しく高くなる場合も少なくない。従来、連結納税適用会社が外部から会社を買収する場合に、100%子法人とすることで時価評価の対象となることを懸念して数%を既存株主や役員等に保有させたり、株式の一部を外国子会社に保有させるといったケースもあったと思われる。このようにして連結納税に取り込まれていなかった子会社については、今後、自己創設のれんが時価評価の対象外であることが明らかとなるため、当該子会社が営業権以外の時価評価資産(土地や有価証券等)や繰越欠損金を有していない場合には少数株式を買い取って連結納税に取り込む動きが出てくる可能性がある。

また、平成29年度税制改正により平成29年10月1日以降は発行済株式等の2/3以上を既に保有している場合には現金交付型の株式交換も適格株式交換となり得るため、(自己創設のれんが時価評価の対象となるか否かにかかわらず)金銭を対価として少数株主から株式を買い取る場合も適格再編により時価評価の適用を受けなくて連結子法人とすることも可能となる。

したがって、この点だけから見れば、今後は子会社の連結納税への取込みと除外の選択を阻害する要因が減少し、恣意性のある余地が拡大するようにも見える。ただし、一度連結納税から外れた法人は同一の連結親法人の連結納税グループには5年間加入することができないとする制限がある(法令14の6④)。また、連結納税への加入や除外を恣意的に行って租税負担を不当に軽減させたと認められる場合には連結法人に係る行為計算否認(税法132の3)が適用される可能性があることにも留意しなければならない。

(2) 過去の時価評価による残存簿価がある場合

今回の改正で時価評価対象から除外されるのは帳簿価額が1,000万円未満の資産であり、逆に言えば帳簿価額1,000万円以上の営業権がある場合は引き続き時価評価を要する。たとえば、以前に時価評価を実施した自己創設のれんの残存簿価が1,000万円以上ある会社を、別の会社を買収し、新たに別の会社の連結納税グループに加入することになったケースである。今回の改正に従えば、この場合(下図ケース1)の自己創設のれんの帳簿価額は5,000万円であるため、含み損益が1,000万円(もしくは資本金等の額の2分の1)未満でない限り、時価評価資産の対象になり、時価評価課税の問題が生じることになる。

(3) 持株会社を買収する場合

持株会社形態をとっているグループ会社全体を買収する場合も留意が必要である。次頁図ケース2はある持株会社を株式交換完全子法人とする非適格株式交換を行ったケースである。この場合、持株会社(B社)において、保有する資産について時価評価を行うことになる。親会社である持株会社自体には自己創設のれんがなくても、保有する子会社株式(C社株式・D社株式)の評価額が帳簿価額より高くC社・D社に自己創設のれんが生じている場合には

子会社株式の評価益課税という形で依然として課税がなされることになる。これは、100%子会社の株式であっても、有価証券が従前の取扱い同様、時価評価資産の対象に含まれているためである。

ケース1

連結納税グループA



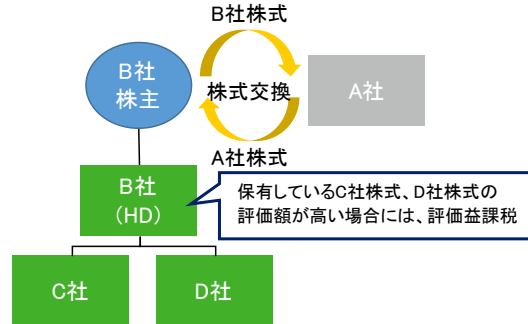
連結納税グループB



株式取得

自己創設のれん(帳簿価額5,000万円)
→時価評価が必要

ケース2



今回の改正により自己創設のれんの評価は不要になるが、上記で考察したとおり時価評価制度に係る問題がすべて解消されたわけではない。具体的な企業買収等の場面を想定した場合、個々の状況に応じて議論されるべき論点は異なるが、平成29年度税制改正により組織再編税制は大きく変化したため、これまでとは異なる観点からの分析が必要となるケースも想定される。そのため、自己創設のれんの評価が不要となることで、事前の分析の重要性が低下することはなく、実務上は、予見可能性を高める観点から、事前の分析を行うことは引き続き重要であると考えられる。

※本文中、意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイト トーマツ税理士法人の公式見解ではありません。

お問い合わせ

グローバル タックス サービス

組織再編税務サービス www.deloitte.com/jp/reorganization-tax

ニュースレター発行元

デロイトトーマツ税理士法人

所在地 〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
新東京ビル5階

T e l 03-6213-3800(代)

email tax.cs@tohmatu.co.jp

会社概要 www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス www.deloitte.com/jp/tax-services

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/ma-newsletter

デロイトトーマツグループは日本におけるデロイトトウシュトーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツ コンサルティング 合同会社、デロイトトーマツ ファイナンシャルアドバイザー 合同会社、デロイトトーマツ 税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイトトーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約40都市に約9,400名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte (デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の8割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約245,000名の専門家については、Facebook、LinkedIn、Twitter もご覧ください。

Deloitte (デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitteのメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイトトウシュトーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイトトーマツ税理士法人を含む)がこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2017. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.